

報告第13号

専決処分した事件の報告について

次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議決を得た契約の変更について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年12月1日提出

淡路市長 門 康 彦

委任専決第7号

市道生穂津名の郷線道路改良工事（2工区）請負変更契約の締結に係る専決処分について

次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された市長の専決処分事項に係る契約の変更について、専決処分する。

令和5年11月22日

淡路市長 門 康 彦

- | | |
|--------------|-------------------------|
| 1 議案番号 | 議案第34号（令和4年6月20日議決） |
| 2 当初契約年月日 | 令和4年6月20日 |
| 3 契約の目的 | 市道生穂津名の郷線道路改良工事（2工区） |
| 4 契約の金額の変更 | |
| (1) 議決金額（当初） | 230,879,000円 |
| (2) 第2回変更後金額 | 237,116,000円 |
| (3) 変更金額 | 6,237,000円 |
| (4) 増減率 | 2.7パーセント |
| 5 契約の相手方 | |
| | 兵庫県淡路市生田田尻28番地1 |
| | 有限会社 松本住宅設備 代表取締役 松本 節夫 |